

○山形県防犯活動アドバイザー運用要綱の制定について（例規通達）

平成29年3月29日

例規（生企）第20号

改正 令和2年4月1日例規（警）第20号

山形県防犯活動アドバイザー運用要綱を別添のとおり定め、平成29年4月1日から実施することとしたが、その趣旨等は下記のとおりであるので、適正かつ効果的な運用に努められたい。

記

1 趣旨

防犯ボランティア活動の効果的かつ効率的な実施を推進するため、防犯ボランティア活動のコーディネートを行う会計年度任用職員を生活安全部生活安全企画課に配置し、運用するもの。

2 主な内容

(1) 配置先（第4関係）

山形県防犯活動アドバイザー（以下「防犯活動アドバイザー」という。）を生活安全部生活安全企画課に配置することとした。

(2) 職務（第5関係）

防犯活動アドバイザーの主たる職務を明記した。

(3) 身分証明書（第9関係）

防犯活動アドバイザー証の貸与並びに携帯及び提示の義務について定めた。

(4) 防犯活動アドバイザーの派遣（第10関係）

生活安全部生活安全企画課長は、警察署長からの要請に基づき、防犯活動アドバイザーを派遣することができることとした。

別添

山形県防犯活動アドバイザー運用要綱

第1 趣旨

この要綱は、山形県防犯活動アドバイザー（以下「防犯活動アドバイザー」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 身分等

防犯活動アドバイザーの身分は、会計年度任用職員取扱要綱（令和2年4月1日付け例規（警）第19号）第1に規定する会計年度任用職員とし、この要綱に定めるもののほか、

防犯活動アドバイザーの取扱いについて必要な事項は、会計年度任用職員取扱要綱に定めるところによる。

第3 服務等

防犯活動アドバイザーの服務及び文書の取扱いについては、一般職の常勤職員の例による。

第4 配置

防犯活動アドバイザーは、生活安全部生活安全企画課に配置する。

第5 職務

防犯活動アドバイザーは、生活安全部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）の指揮監督の下に、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 防犯パトロール、防犯診断、防犯研修会その他の地域住民等が行う防犯活動への参加並びにこれらの活動に対する指導及び助言
- (2) 防犯ボランティア団体間の交流及び連携を図る活動の支援
- (3) 各種防犯団体、自治会、自治体、警察等との連絡調整
- (4) 地域住民等に対する防犯講話の実施
- (5) 犯罪情報、防犯知識その他の防犯ボランティア活動に資する情報の発信
- (6) 青色回転灯を装備した自動車を用いて行う自主防犯パトロール（以下「青色防犯パトロール」という。）に係る講習の実施
- (7) 警察署が実施する前6号に掲げる活動の補助
- (8) 青色防犯パトロールの申請手続に係る事務の補助
- (9) その他防犯活動に関して生活安全企画課長が必要と認めた活動

第6 勤務日等

1 防犯活動アドバイザーの勤務日及び勤務時間の割振りは、次の基準により生活安全企画課長が行うものとする。

- (1) 1週間における勤務日は、5日間とする。
- (2) 1日の勤務時間は、別表のとおりとし、週4日間をA区分の勤務の中から、週1日をB区分の勤務の中からそれぞれ選択することができる。

2 生活安全企画課長は、特に必要と認める場合は、前項の勤務日及び勤務時間を変更して勤務させることができる。

第7 研修

生活安全企画課長は、防犯活動アドバイザーに対し、その職務に関し必要な知識及び技

術について研修及び教養を行うものとする。

第8 職務上の留意事項

防犯活動アドバイザーは、その職務を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) その職の信用を傷つけ、又は警察職員の職全体の不名誉となるような行為はしないこと。
- (2) その職務に関して知り得た秘密を他に漏らさないこと。その職を退いた後も、同様とする。
- (3) 勤務時間及び職務上の注意力の全てを職責遂行のために用いること。
- (4) 特別な権限を付与されているものでないことを十分認識し、職務の範囲を逸脱しないよう慎重かつ適切に行うこと。
- (5) その地位を政党又は政治目的のために利用しないこと。
- (6) 常に服装を端正にして、品位の保持に努めること。
- (7) 言語、態度を厳正にして、関係者の信頼を得られるように努めること。
- (8) 生活安全部生活安全企画課員及び関係機関・団体と緊密な連携を図り、効率的かつ効果的な活動に努めること。
- (9) 特命事項及び特異事項については、その都度報告すること。

第9 身分証明書

- 1 警察本部長は、防犯活動アドバイザーを任命したときは、山形県防犯活動アドバイザー証（別記様式第1号。以下「防犯活動アドバイザー証」という。）を貸与する。
- 2 防犯活動アドバイザーは、その職務を行うに当たっては、防犯活動アドバイザー証を携帯し、提示を求められた場合は、これを提示するものとする。
- 3 防犯活動アドバイザーは、その身分を失ったときは、速やかに防犯活動アドバイザー証を返納しなければならない。

第10 防犯活動アドバイザーの派遣

- 1 生活安全企画課長は、警察署長からの要請に基づき防犯活動アドバイザーを派遣することができる。
- 2 前項の要請は、防犯活動アドバイザー派遣要請書（別記様式第2号）により行うものとする。

別表（第6関係）

山形県防犯活動アドバイザーの勤務時間

A区分	勤務時間	B区分	勤務時間
A-1	8時30分～15時45分	B-1	8時30分～16時15分
A-2	9時00分～16時15分	B-2	9時00分～16時45分
A-3	9時30分～16時45分	B-3	9時30分～17時15分
A-4	10時00分～17時15分	B-4	10時00分～17時45分
A-5	10時30分～17時45分	B-5	10時30分～18時15分
A-6	11時00分～18時15分	B-6	11時00分～18時45分
A-7	13時00分～20時15分	B-7	13時00分～20時45分
A-8	13時30分～20時45分	B-8	13時30分～21時15分
A-9	14時00分～21時15分	B-9	14時00分～21時45分
A-10	14時30分～21時45分		

(注) 勤務時間に休憩時間60分を含む。

別記様式第1号（第9関係）

(表)

第 号

山形県防犯活動アドバイザー証

写 真

氏名

年 月 日

山形県警察本部長 印

(裏)

任用期間

期 間	生活安全企画課長印

(表)

8.5cm

第 号

山形県防犯活動アドバイザー証

2.5cm

写 真

氏名

年 月 日

山形県警察本部長

印

3cm

5.5
cm

(裏)

任用期間

期 間

生活安全企画課長印

別記様式第2号（第10関係）

防犯活動アドバイザー派遣要請書

		年 月 日
生活安全部生活安全企画課長 殿		
		警 察 署 長
下記により防犯活動アドバイザーの派遣を要請します。		
記		
派遣日時	年 月 日	午前・午後 時 分から
	年 月 日	午前・午後 時 分まで
派遣場所の 所在地・名称		
要請する 業務の概要		
要請所属の 連絡担当者	課 係 階級	氏名 警電番号
備 考		

別記様式第1号（第9関係）

別記様式第2号（第10関係）